

平成30年第4回教育委員会定例会 会議録

■ 開催年月日

平成30年4月25日(水) 15時40分開会
17時11分開会

■ 開催の場所

指宿市役所 3階 大会議室A

■ 出席者

教育長 : 西森 廣幸
教育委員 : 西 広美, 七夕 利久, 別府 竜人, 藤井 千代美

■ 欠席委員

なし

■ 会議に出席した関係者の氏名並びに職員の職及び氏名

教育部長	下吉 一宏
教育総務課長	鶴本 八郎
学校整備室長	中島 裕一
学校教育課長	中山 義和
社会教育課長	野元 伸浩
社会教育参事	中摩 浩太郎
スポーツ振興課長	今村 将吾
学校給食センター所長	外園 満
指宿商業高校事務長	湯ノ口 繁生

■ 会次第

- (1) 開会の宣告
- (2) 会議成立の宣言
- (3) 前回の会議録の承認
- (4) 会議録署名者の指名
- (5) 教育長の報告
- (6) 会議の公開等について
- (7) 議事

- ・日程第1 議案第23号 指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則の一部改正について
- ・日程第2 議案第24号 指宿市学校給食センターに勤務する職員の勤務時間等に関する規則の制定について
- ・日程第3 議案第25号 指宿市いじめ防止基本方針の改定について
- ・日程第4 議案第26号 指宿市望ましい学校づくり調整会議設置要綱の制定について
- ・日程第5 議案第27号 指宿市立学校における学校運営協議会の委員の任命について

- ・日程第6 議案第28号 指宿市立校区公民館長の任命について
- ・日程第7 議案第29号 指宿市体育施設条例の一部改正について
- ・日程第8 報告第2号 指宿市立指宿商業高等学校活性化補助金交付要綱の制定について

- (8) その他
- (9) 閉会の宣告

■ 会議要旨

1 開会の宣告

(西森教育長)

ただ今から、平成30年第4回教育委員会定例会を開会いたします。

2 会議成立の宣言

(西森教育長)

本日は、委員全員が出席しておりますので、会議は成立しております。

3 前回の会議録の承認

(西森教育長)

次に、前回の会議録の承認について、お諮りいたします。

平成30年第3回指宿市教育委員会定例会の会議録を承認することについて、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

(西森教育長)

異議なしと認め、前回会議録を承認いたします。

4 会議録署名者の指名

(西森教育長)

次に、本日の会議録署名委員の指名です。

指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第16条第3項の規定により、本日の会議録の署名委員を別府委員にお願いいたします。

5 教育長の報告

(西森教育長)

次に、教育長の報告をいたしますので、別紙、資料をご覧ください。

本年度は、4月1日が日曜日でしたので、4月2日からスタートしたところがございます。その日に辞令交付式があり、教育長、市の職員、教育委員会関係職員、社会教育指導員、公民館主事等の辞令交付を行ったところです。

それから、4月4日には市交通安全市民運動推進協議会が開催されましたけれども、1年間の運動方針等も話し合いがなされ、教育委員会としては早速、入学式で新1年生の通学が始まりますので、街頭での交通指導等のお願いをいたしましたし、また、中学校1年生については、自転車通学が始まる学校もございますので、立哨指導等で声掛け等をお願いいたしますというところでした。

3番目は、いぶすき西郷どん館の1万人達成ということで、参列していただいたところです。ありがとうございました。

4番目は、市立の小・中・高校の入学式が、4月6日と9日に行われたところで、委員の皆様方にもご出席をいただき、ありがとうございました。

それから、6番目の転入教職員宣誓式にもご出席をいただいたところです。时期的に、この時期がいいのかという反省も、検討の中で話題として出てきているところですが、学校が始まる前の着任早々に宣誓式をしてから、仕事をしてもらったほうがいいのかなということで、今後、検討してみたいと思ったところです。

8番目の、本年度の教育行政説明会が県庁でございました。県教育委員会のそれぞれの課から、施策説明があったところですが、部長と教育総務課長、私の3名で出席をして、説明を受けたところです。

次の日には、人事異動の反省会ということで、本年度の人事異動作業を進めた結果等について、概要説明していただき、反省をしながら意見交換をいたしました。

4月20日は、文化財保護審議員の皆様方に委嘱状を交付して、早速、第1回目の審議会を開いていただいたところです。

最後に、昨日、第1回の市校長研修会を開催しましたが、先ほどありました人事異動の反省、または、県の説明を受けて施策等を新たに見直しましたので、そのことの周知徹底を図ったところです。商業高校まで入れて、10名の校長先生が新しく転入されたということで、大変新鮮味を感じる校長研修会で、今後、期待していきたいと思っております。

それから、裏を見ていただきたいのですが、前回の定例会で、30年度の教育行政運営に関する基本方針を決めていただいたところですが、その基本方針に沿って、この1年間、重点的に取り組むということを考えて、スローガンと重点事項を定めて、取り組むことといたしました。スローガンとしては、志を高くもち夢を実現する指宿の教育と、できる可能性を探して、できることからやる、つなぐ・つながるのチーム力を結集した取組を進める。こういうのは、昨年から今までも言ってきたところですが、更に校長先生方にも周知を図ったところです。

志とは何かと聞かれたりもしますが、志とは、自ら生きる目標を心に決め、その具現化を目指すこと、として、捉えているところです。下のほうに、心の向かうところ、志の心として6つの視点で書いてございます。向学心、向上心、または、決まりを守る規則の尊重、公德心、感謝の心、家族愛、年長者を敬う敬愛の心、まるごと博物館構想で、ふるさと学を進めていきますが、郷土愛、国際理解等も含まれてくると思います。それから最後に、自他の生命を尊重するという心。そういうものを総合的に、志の心として位置づけて、取り組んでまいりたいと考えているところです。

重点事項を5点掲げましたが、やはりこの1年間は、特に望ましい学校づくり基本方針を定めましたので、これを具現化していく取組をしていきたいということ。それから、まるごと博

物館を活用した、ふるさと学を推進するということ。4番目に、国体を見据えて本市で行われるバトミントン、ソフトボール等の普及・啓発というのも、子どもたちや市民の皆様方に広めていくことが大事だと思っております。商業高校については、従来どおり専門性を高める教育と部活動による魅力ある指宿商業高校づくりということで、重点的に取り組んでまいりたいと考えております。色々ご指導もいただきたいと思っております。

以上で教育長報告を終わります。

6 会議の公開等について

(西森教育長)

次に、本日の会議の公開等についてお諮りいたします。

本日の日程1から日程4については公開で、日程5から日程8については、市議会提出前の案件、及び人事・人選に関する案件でありますので、非公開で傍聴を禁止する取扱いとしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

(西森教育長)

ご異議もないので、そのように取り扱います。

7 議事

(西森教育長)

それでは、議事に入りたいと思っております。まず、日程第1議案第23号指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則の一部改正についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします

(下吉部長)

日程第1議案第23号指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則の一部改正について、提案のご説明を申し上げます。

資料の2ページをお開きください。

指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則の一部を別紙のとおり改正したいので、指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第4号の規定により、教育委員会の議決を求めるものであります。本案は、平成30年4月1日付けの人事異動により、学校給食センター所長が山川学校給食センター管理係長を兼務することとなったため、業務の実情に合わせ、規則の一部改正を行い、分掌事務の変更をしようとするものであります。

4ページの新旧対照表をご覧ください。

第37条中の指宿学校給食センター管理係と山川学校給食センター管理係の順序並びに別表第3の組織欄2列目の指宿学校給食センター管理係と山川学校給食センター管理係を入れ替えることにより、現在、指宿学校給食センター管理係に置かれている分掌事務の学校給食センター

内事務における庶務に関することを山川学校給食センター管理係へ移管しようとするものです。なお、附則におきまして、この改正規則は公布の日から施行することとしております。以上で説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(西森教育長)

これまで、指宿の学校給食センターに所長を置いておりましたが、山川給食センターのほうに所長を置くことに今年度はなりましたので、この関係で改正をするという主旨です。内容的なものは変更ないところです。

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

(西職務代理者)

今後はずっと、山川に置くという捉え方でよろしいのでしょうか。また変わったら、変えないといけないのかなと思ひまして。

(下吉部長)

今回の異動により、そういうことになりましたけれども、今後のことにつきましては、人事のことですので、未来永劫、そういう形ということは確定しておりません。また指宿に変わった場合は、その実情に合わせて変更していく形になると思います。

(西森教育長)

市役所の機構改革に合わせた人事異動がなされましたので、また元に戻ることもあります。まだ先のことですので、今の時点では分からないということです。

他にご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(西森教育長)

他に質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

日程第1議案第23号については、提案のとおり可決することよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

(西森教育長)

それでは、日程第1議案第23号は、提案のとおり可決することいたします。

(西森教育長)

次に、日程第2議案第24号指宿市学校給食センターに勤務する職員の勤務時間等に関する規則の制定についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

(下吉部長)

日程第2議案第24号指宿市学校給食センターに勤務する職員の勤務時間等に関する規則の制定について、提案のご説明を申し上げます。

資料の6ページをお開きください。

指宿市学校給食センターに勤務する職員の勤務時間等に関する規則を別紙のとおり制定したので、指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第4号の規定により、教育委員会の議決を求めるものであります。これまで、給食センターに勤務する職員の勤務時間等について明示されたものがなかったことから、業務の実情に合わせ必要な事項を今回新たに定めるものです。

7ページをご覧ください。

第1条では、本規則の制定の趣旨について、第2条では給食センターに勤務する職員の勤務時間等について定めてあります。勤務時間は、給食センターの業務の実情にあわせ、午前8時から午後4時45分までとしております。また、休息時間は正午から午後1時までとしております。なお、附則において本規則の施行日を公布の日からとしているところであります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(西森教育長)

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

(七夕委員)

今までの職員の勤務時間というのは、何時から何時までとなっていたのでしょうか。

(下吉部長)

今回、規則を改正した中に、午前8時から午後4時45分とありますが、これまでもこの時間帯で業務を行っているということで、業務の実情に合わせて、勤務時間を明文化する規則の制定でございます。

(西森教育長)

暫時休憩いたします。

(西森教育長)

会議を再開いたします。

他にご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(西森教育長)

他に質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

日程第2議案第24号については、提案のとおり可決することよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

(西森教育長)

それでは、日程第2議案第24号は、提案のとおり可決することといたします。

(西森教育長)

次に、日程第3議案第25号「指宿市いじめ防止基本方針の改定について」を議題といたします。

提案の説明をお願いします

(下吉部長)

日程第3議案第25号指宿市いじめ防止基本方針の改定について、提案のご説明を申し上げます。

資料の8ページをお開きください。

指宿市いじめ防止基本方針を別紙のとおり改定したいので、指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第19号の規定により教育委員会の議決を求めるものであります。本案件は、国や県の基本方針の改定を受け、それらを参酌するとともに、本市の実情に合わせ、指宿市いじめ防止基本方針の改定を行うものであります。

なお、具体的な内容につきましては、学校教育課長がご説明いたしますので、別冊の指宿市いじめ防止基本方針案をご覧ください。

(中山課長)

今回の改定にあたっては、いじめ防止対策推進法に基づき策定されている、国のいじめ防止等のための基本的な方針や鹿児島県の鹿児島県いじめ防止基本方針の改定を受け、本市の基本方針についても国と県の改定を参酌し、本市の実情を踏まえ改定案を作成しております。

改定の概要について、ご説明申し上げます。別添資料指宿市いじめ防止基本方針案の2ページをお開きください。

第1いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項の2いじめ防止等に関する基本的な考え方、(1)いじめの定義についてでございます。けんかやふざけ合いであっても、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する旨を追記してございます。また、3ページに、具体的ないじめの態様を明記してございます。

4ページをお開きください。

(2)いじめの防止についてでございます。学校の教育活動全体を通じて人権尊重の視点に立った学校づくり、道徳科の授業や特別活動における児童生徒の主体的な活動の推進について追記、また、学校として、特に配慮が必要な児童生徒についての対応を明記してございます。

5ページをお開きください。

(3) いじめの早期発見についてでございます。県総合教育センターが作成した学校楽しい一とやSNSチェックシートを活用し、児童生徒の心身の状態や交友関係の状況等に関するアセスメントの重要性を追記してございます。

次に(4) いじめへの対処についてでございます。5ページの下段から、6ページをご覧ください。

教職員がいじめの情報を抱え込み、学校内で情報共有しないことは、いじめ防止対策推進法の規定に違反し得ることを追記し、いじめの解消について、いじめに係る行為が少なくとも3か月止んでいること、被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないことの要件を明記してございます。

第2、いじめの防止等のための対策の内容に関する事項の8ページをお開きください。

(3) 市教育委員会として実施する施策のア、人権教育についてですが、人権教育は、全ての教育の基本であるという理念を踏まえ、人権教育の必要性とともに、全ての学校で校内研修へ位置付けることを追記、イ、道徳教育についてですが、基本的な生活習慣や規範意識、生命尊重や思いやりの心を育成するために、道徳教育の必要性及び充実を図ることを追記してございます。

また、エ、子どものサポート体制の整備については、いじめの未然防止、心の通う人間関係を構築する能力の素地を、関係機関と連携して養うために、適応指導教室なのはな教室、適応教室指導員、教育相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用の推進を追記、キ、分かる授業の充実では、児童生徒の豊かな情操やコミュニケーション能力等を育むため、達成感や充実感を味わわせることができる分かる授業の充実をはかることを追記、ク、児童生徒の自主的な取組への支援については、いじめ問題を自分のこととして捉え考えさせるため、児童生徒会やボランティア活動など、児童生徒の自主的な活動の推進について追記しております。

13ページをお開きください。

3重大事態への対処の(1) 重大事態の意味についてでございます。他県等で重大事態として扱われた事例を追記してございます。

14ページをお開きください。

(4) 心のケアについてでございます。重大事態が発生した場合、関係の児童生徒及び保護者に対して、調査結果と並行して心のケアに努めることを追記しました。

以上で説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(西森教育長)

ただいまの説明で、追記しましたということは、前はなかったもので、これを新たに加えてありますということですね。

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

(西職務代理者)

パブリックコメントで出していたと思いますが、こういったご意見がきたのかご紹介いただけますか。

(中山課長)

パブリックコメントを実施したところですが、ご意見は一件もございませんでした。

(西職務代理者)

6 ページの所に、いじめを確認した場合の対応ということで、学校いじめ対策組織に対して速やかにという言葉があります。どの時点で動いていくのかなと思った時に、速やかにと書いてあるので、相談があったら即という捉え方でよろしいのですよねということと、学校いじめ対策組織は、どの学校にもあるのでしょうか。

それから、8 ページの子どものサポート体制の整備という所で、適応指導教室なのはな教室を窓口とした教育相談員、県と市のスクールカウンセラー、適応指導教室指導員、スクールソーシャルワーカーを活用した総合的な相談体制の整備、充実を図る。ということで載せてありますが、こういうのをしてくださる方が何名くらいいらっしゃるのか、今までもそういうことがあったと思いますが、活動としてご紹介できるものがあれば、少しご紹介いただければと思います。

(中山課長)

速やかにというのは、そこに書いてありますが、いじめを発見した時点で速やかにということ、子どもから相談を受けた時ということ、今までは、これはいじめかなと考えて、後で学校に対して、協議会を開いたりのやり取りをする部分とかではなく、子どものそういう状態を見た瞬間、相談を受けた瞬間という捉え方によって変わっております。各学校では組織的な部分は、どの学校も以前から取っておりますが、その内容の充実は図っているところです。

それから、子どものサポート体制ということで、実は今、中央公民館のほうで、なのはな教室運営委員会が行われております。そこには、主任児童指導員、学校からの生徒指導の関係、なのはな教室の相談員として2名いらっしゃいますが、その方たち。スクールソーシャルワーカーとスクールカウンセラーの2名もいらっしゃいまして、4名で今日の研修会を行っております。全ての学校ではありませんが、相談員を配置している学校もあります。そういった所の窓口として、色々な関係機関と連携を取りながら、学校だけで対応ができない場合は、そういった所にも相談をしながら対処していくということで、今日の会も進めているところです。

(西森教育長)

数的なものを言うと、教育相談員は何名ですか。

(中山課長)

教育相談員は5名、適応指導教室指導員が2名、スクールソーシャルワーカーが2名です。

(西森教育長)

この方々は、謝金と報酬として、予算化した事業として展開しています。その他、学校関係者も加わり、福祉関係の方々にも場合によっては応援をいただいて、連絡・回答をしていると

ということですね。速やかにということは、瞬間という言葉が出ましたけれども、時を置かず即座に、直ちにというような感覚で、取り組んでいかなければいけないのかなと思います。

学校のいじめ対策委員会は、回数的には、学校ではいじめが起きた時に行うのですか。それとも、定期的に定例会として行っているのですか。

(中山課長)

毎月、設定しておりますが、いじめが起きた場合は即緊急で、生徒指導委員会等を開いて、学校に図っていくという体制は、どの学校も行っております。

(西森教育長)

学校においては、起こる前の予防としての話し合い、起きた時の対策としての話し合い、色々な内容等に応じて開かれているのではないかと思います。連絡会という程度は常時、学年会で行ったり、担当レベルで管理職も入って行ったりという風に行われているようです。

(七夕委員)

7ページに(6)地域や家庭、関係機関との連携ということで、保護者の責務等がありますが、これは現在、どのような形で保護者に伝えているのか教えてください。例えば、PTAの時に、こういうのがありますという形で伝えているのでしょうか。

(中山課長)

今、まさにこういうことを行っている時期ではないかと思います。最初の学級PTA、全体のPTA総会、家庭訪問という中で、保護者の方には周知しながら、学校と保護者と寄り添っていくという共通理解、保護者の方も言いやすい状況をつくる、人間関係づくりを行っているところでございます。

(七夕委員)

13ページの(1)重大事態の意味の所で、不登校の定義を踏まえと書いてありますけれど、この不登校の定義を教えてください。

(中山課長)

不登校は30日以上欠席をしたもの。その中でも、病気や家庭的な理由というものを除く欠席でございます。

(七夕委員)

ここに書いてある定義が、不登校の定義ということでよろしいのですね。

(中山課長)

はい。

(西森教育長)
暫時休憩いたします。

(西森教育長)
会議を再開いたします。

(西職務代理者)
質問ではないのですが、はじめにのうちにいじめられている児童生徒がいた場合には最後まで守り抜き、いじめをしている児童生徒にはその行為を許さず、毅然として指導していく必要がある、というところを強くおっしゃってくださっているのです、これは有効的に活用されていくといいなと思っているところです。

(七夕委員)
今まで指宿市の学校の中で起きた、いじめに関する事案につきまして、いじめた側といじめられた側として同性間が多いのか、異性間が多いのか、そういったデータがありましたら教えてください。

(西森教育長)
いじめの事案で、同性同士なのか、異性間なのか、データは手元にないと思いますが、何かありますか。

(中山課長)
そういった調査データはないのですが、全体的には小学校が38件、中学校が54件、年間合計として、平成29年度は92件のいじめの認知がございました。それは全て学校のほうで対処し、解決済みではあります。今、ありましたように同性・異性間、学年に応じてどうなのかというところも、また調べて、自分たちも傾向を知る意味では必要なのかなと思います。

(西森教育長)
特に年度替りでしたので、いじめが解決しないまま、新しい年度に入らないように、今の担任のところで解決をして、卒業・進級をさせてくださいという、年度末に学校へのお願いはしたところでした。深刻ないじめはありません、と簡単に言ってしまうのですが、見えない部分はあるので、気は抜けないなという現状ではないかと思います。
他にご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(西森教育長)
他に質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。
日程第3議案第25号については、提案のとおり可決することよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

(西森教育長)

それでは、日程第3議案第25号は、提案のとおり可決することといたします。

(西森教育長)

次に日程第4議案第26号指宿市望ましい学校づくり調整会議設置要綱の制定についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

(下吉部長)

日程第4議案第26号指宿市望ましい学校づくり調整会議設置要綱の制定について、提案のご説明を申し上げます。

資料の9ページをお開きください。

指宿市望ましい学校づくり調整会議設置要綱を別紙のとおり制定したいので、指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第4号の規定により教育委員会の議決を求めるものであります。本案は、平成30年3月に策定しました指宿市望ましい学校づくり基本方針に定めている、指宿市立小中学校の望ましい学校づくりを円滑に推進するため、中学校区ごとの調整会議と、各調整会議の中に、小学校区ごとの校区会議を設置するものであります。

制定する要綱の主な内容についてご説明申し上げますので、10ページをご覧ください。

第2条では、調整会議の所掌事務を定めており、望ましい学校づくりに関する調整及び準備に関することなどを協議することとしております。第3条では、各調整会議の組織について定めています。委員構成としましては、地域代表、小中学校保護者代表、幼児保護者代表、小学校長・中学校長、その他教育委員会が必要と認める者としております。

11ページをご覧ください。

第7条では、第2条の所掌事務を円滑に遂行するため、中学校区ごとの調整会議に小学校区の会議を置くこととしており、委員は、中学校区ごとの調整会議で小学校区から選出された委員を充てることとしております。なお、附則において、この告示は平成30年5月1日から施行することとしております。

続きまして、学校整備室長から、配布資料にあります組織体系図案及び平成30年度望ましい学校づくりの進め方について、概要説明をさせていただきます。

(中島室長)

それでは、今回提出いたしました議案について、追加してご説明申し上げます。本日配付いたしました、議案第26号資料をご準備願います。

1ページのA4横の望ましい学校づくり基本方針を推進するための組織体系図案をご覧くださいと思います。表に太線の点線で四角に囲ったものが5つあると思いますが、例として右端の四角の部分についてご説明いたします。市望ましい学校づくり調整会議開聞中学校校区会議を設置し、その開聞中学校校区会議内に、開聞小校区会議と川尻小校区会議を設置ことと

しております。その他の四角についても、同様に中学校会議があり、それぞれに該当する小学校区会議を設けることとしているところでございます。

組織体制における進め方については、右上の白丸になりますが、各小学校区会議は、小学校区ごとの意見集約および方向性の確認を行う。学校づくり調整会議中学校区会議は、当該中学校区の各小学校区会議が集まり、中学校区全体としての方向性のすり合わせおよび通学方法などの詳細な検討を行うとしております。次に、事務局である学校整備室は、必要に応じて事務担当者調整会議を開催して、市長部局とのすり合わせを行うとともに、各小学校区会議および各学校づくり調整会議の日程調整、開催案内、会議の進行、会議結果のまとめを行うこととしております。事務局は、適宜、教育委員会に報告することとします。総合教育会議は、市長部局と教育委員会部局の総合的な調整を行うとしております。

2ページをご覧いただきたいと思っております。

資料は、平成30年度の望ましい学校づくりの進め方ではありますが、要綱制定の可決後、5月中に委員の推薦の選考、望ましい学校の将来像の作成を予定しております。望ましい学校の将来像とは、基本方針に基づき、望ましい学校づくりを進めた場合などの学校の将来像、児童生徒数、学級数、教職員数の状況及び今後の推移、学校跡地の活用の先進地事例等を含め、将来像を示していきたいという風に考えております。また、今後のスケジュールも含め、お示ししていきたいと考えております。

それから、6月からは中学校区調整会議を開催し、経緯や基本方針、望ましい学校の将来像について説明を行いまして、その後、小学校区会議において、開聞・山川地区では、望ましい学校づくりに向けた方向性の確認、説明会の開催についてご意見を伺うことを予定しております。

また、指宿地区の小学校区会議においては、校区の課題の洗い出し、課題解決に向けた協議、望ましい学校のあり方についての協議、説明会についてを協議していこうと考えております。

8月からは、学校整備室主催によるPTA保護者を対象とした説明会の開催を予定しております。また、これとは別に、各小学校区会議などから意見を伺いながら、必要に応じて一般住民を対象とした説明会を開催することを想定しております。

次の3ページになりますが、遅くとも10月中までに方向性のまとめをし、今後の進め方の相互確認を行ってまいりたいと考えており、11月からの中学校区調整会議では、方向性の確認とともに、学校位置や学校名、通学方法などについて、具体的な協議をしていければと考えているところでございます。そして、3月には中間報告として、まとめていきたいと考えております。

最後の表の下の※印の文章をご覧いただきたいのですが、会議の回数が不足する場合、または協議内容を決定する別機関を設ける必要が生じた場合などは、補正予算等において対応することも想定しております。これは、スピード感を持って協議を進めていかなければならない場合等の想定ということで示したところでございます。平成30年度の進め方につきましては、半年の間で色々と会議を開催し、基本方針を基に、将来像を基に確認をしていき、それで作業を進めていくということの確認をし、調整会議等で同意を得た場合には、こういった協議について作業を進めていきます。必要に応じて、市長部局等の調整をしていながら、進めていこう

という風に考えているところでございます。平成31年度については、ここにお示ししておりますが、平成31年度も継続して、同じような協議を進めていきたいと考えております。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(西森教育長)

設置要綱の議案ですけれども、ただいま説明内容もございましたので、併せてご質疑があれば出していただきたいと思っております。基本方針を3月に決定していただきましたので、その後を受けて、スピード感を持って対応していくと、そういうような取組になろうかと思っております。

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

(七夕委員)

議案第26号資料の1ページの下の所に、小学校区会議の委員は7名とするとありますが、その根拠はどこにあるのでしょうか。

(中島室長)

そこにありますとおり、1つの中学校区会議においては、小学校区が2つある所もあれば、山川のように4つあり、集まって中学校区会議を開催することになります。それぞれの小学校区会議を開催するにあたり、こういった地域代表や保護者代表、幼児保護者代表も含め7名程度が集まり、それで中学校区会議を行った場合、14名から最大でも29名という範囲内で、できればと考えているところでございます。

(七夕委員)

それならば、7名の数字には、こういうことで7名とするという、はっきりとした理由はないということでしょうか。

(中島室長)

平成30年度の予算では、7名ということで予算要求を行ったところですが、地域代表、小中学校保護者代表を各2名程度。幼児保護者代表、小学校長、その他教育委員会が認める者を、それぞれ1名程度で構成したいということで、このような組織体制の案をつくったところでございます。

(西森教育長)

第3条の組織のメンバーの中から、7名程度と予算組みもありますので、また足りない分につきましては、補正を組むという考え方も、先ほど説明があったところです。計画では、予算的には3回ですか。

(中島室長)

全部で5回です。

(西職務代理者)

今までの推進委員会では、それぞれの委員さんたちがいらっしゃっていた形でしたが、今度の調整会議の場合は、例えば、山川小校区会議だったら、校区会議で1つにまとめていただいた形を、中学校の校区会議にもってあがるということですよ。それぞれの学校が、それぞれの責任で意見をまとめて、あがってくる形になってくるという捉え方でよろしいのでしょうか。

(中島室長)

おっしゃるとおりでございます。学校によっては、1つになることに反対意見があるということも伺っております。小学校区会議の中でも、そういった意見を集約して、中学校区会議の中で、また決めていただきたいと考えております。また、細かな協議に進んでいった場合にも、それぞれの地域における意見等を伺いながら、それを中学校区会議の中で出していただいて、調整ができれば調整していくというような形で考えているところでございます。

(西森教育長)

決議機関ではなく調整ですので、意見を集約して、こういう意見でしたと要望書のようにあがってきてくだされば、大変有難いなと思っはいるのですが。

(西職務代理者)

それぞれの学校で、意見を集約していかないといけないということで、責任がちょっと重いのかな、大変になるのかなという気持ちが、私の中で少しあったところです。

(西森教育長)

基本方針に基づいて、まずは、子どもさんを持っておられる保護者の意見を聞き、その意見を集約しながら、地域住民の皆様方に説明していこうという流れです。それから、調整会議、小学校区会議を開いて、どのような進め方をすればいいかという校区の実情等もあるので、そのことを相談する、そういう計画も含まれているということです。行政で一方向的に説明会をします、内容はこうですということにならないように、意見を聞いて、会を開きますということです。

(西森教育長)

暫時休憩いたします。

(西森教育長)

会議を再開いたします。

(別府委員)

2ページの学校づくりの進め方ですが、5月上旬に望ましい学校の将来像の作成があります。基本方針が前回出て、学校それぞれの地域のイメージを踏まえたうえで、承認した形にな

っていると思います。またこの中で作成される将来像というのは、これから説明するとはなっていますが、例えば、指宿地域は漠然としたものだったので、どういったものになるのですか。

(中島室長)

今後、将来的に学校に行く子どもや生徒の数等を踏まえながら、どのような学校になっていくのかなど、先進事例を含めていき、統廃合によって、こういうような学校にしている所がありますと、いくつか事例を並べていきたいと思っております。指宿市の望ましい学校づくりの進め方について、今後、細かく協議を進めていくわけですので、そこも先を見ながら、こういう形で進めていきますよと、こんな学校づくりが考えられますよと、示していきたいと考えているところでございます。

例えば、平成18年度に指宿市が合併をしておりますが、その最初の段階でも同様に将来像というものをつくりました。その時は、喜入が入って1市4町でしたが、合併をすると、このような町になっていきますというようなものをつくり、それを基に住民説明会や、実際こうしていきましようということで、進めていったという経緯があります。今後、了承を得た場合に、メリット・デメリットも含め、どういような学校になっていくのだろうということを、少しお示ししていかないと、次のステップに移るのが難しいのかなということで、そこをまず5月中につくってお示しをし、了承を得たうえで会を進めていきたいと提案し、説明を行っていきたいと考えております。例えば、スクールバスについては、どのようなことをやりますとか、考えられますとか、そういったことも含めての考えです。

(西森教育長)

例えば、山川地域においては、4校を1校にしますということまではいったと。では、4校を1校に集約した時には、こんな学校ができますという具体的なもの、学級の編成や教員の配置、登下校の手段というようなことが、未来像という形で出てくれば、それをもって説明がしやすく、保護者の皆様方も理解ができるのかなと思います。今のところは、そこらへんがない中での説明会でしたので。

(中島室長)

学校跡地の活用についても。そこは場所が決まらないとできませんが、活用されている所がありますので、そこも踏まえて協議していきたいという、たたき台的なものもあればと考えております。

(西職務代理者)

同じく、進め方の所ですが、8月上旬～10月上旬に学校整備室主催によるPTA保護者を対象とした説明会を開催する、という言葉が載っていますが、このPTAというのは小・中学校に限らず、保育園・幼稚園も、ぜひ入れていただきたいと思っておりますが、そこも入っていますか。

(中島室長)

保護者を対象とした説明会を開催するというのは、当然ながらしていかないといけないと考えておりますが、この説明会の中で、地域の方の委員さんにもお伺いしていきながら、保育園・幼稚園に子どもさんがいらっしゃる保護者の方にも説明をして、こういった方が良いという、ご意見を伺いながら、説明会をしていきたいと考えております。同様に住民の皆様に対しても、ご意見を伺いながら進めていきたいと考えております。

(西森教育長)

中学校区の調整会議、小学校区会議で意見をお聞きしながら、PTAへの説明の実施要綱等を定める時に、対象者は保護者ですよ、幼児を持っていらっしゃる方もいいですよと、決まっていくなということですね。随時、教育委員会のほうに状況を報告してくださるということですので、こういう設置要綱で進めていいかという要綱の議案審議でございます。

他にご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(西森教育長)

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

日程第4議案第26号については、提案のとおり可決することよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

(西森教育長)

それでは、日程第4議案第26号は、提案のとおり可決することといたします。

議 事 (非公開)

日程第5 議案第27号「指宿市立学校における学校運営協議会の委員の任命について」

・・・原案同意

日程第6 議案第28号「指宿市立校区公民館長の任命について」

・・・原案同意

日程第7 議案第29号「指宿市体育施設条例の一部改正について」

・・・原案可決

日程第8 報告第2号「市立高校部活動活性化指導員の任命について」

8 その他

(西森教育長)

以上で、本日、予定されていた議案等については、すべて終了いたしました。その他で何かございませんか。

(なしの声)

9 閉会

(西森教育長)

以上で、平成30年第4回指宿市教育委員会定例会を閉会いたします。